

つるビーイラスト使用要領

（主旨）

第1条 この要領は、都留市のイメージキャラクター「つるビー」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用の申請）

第2条 イラストの使用を希望する者は、あらかじめ、イラスト使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、都留市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の承諾を要しない。

- （1） 都留市が使用するとき
- （2） 都留市観光協会が使用するとき
- （3） 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき
- （4） 公立大学法人都留文科大学が教育の目的で使用するとき
- （5） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する都留市内の学校が教育の目的で使用するとき

（使用の承認）

第3条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、イラスト使用許可書（様式第2号）をもってその使用を承認するものとする。

- （1） 都留市または都留市観光協会が主催する事業
- （2） 都留市または都留市観光協会が共催・協賛する事業
- （3） 都留市をPRするための媒体
- （4） 都留市観光協会及び都留市観光協会会員をPRするための媒体

（使用上の遵守事項）

第4条 会長が使用を承認した者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 第三者に転貸しないこと
- （2） 都留市および都留市観光協会のイメージを損なう使用をしないこと
- （3） 商用に利用しないこと
- （4） デザインを変えて使用しないこと
- （5） 特定の政治・思想・宗教等の活動目的に使用しないこと
- （6） 法令及び公序良俗に反しないこと
- （7） 承認された用途のみに使用すること
- （8） 著作権表示を明記すること
- （9） その他、会長が特に付した条件に従って使用すること

(承認の取消)

第5条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要領に違反したときは、会長はその使用承認を取り消すとともに、以後の使用の承認を行わないことができる。このことにより、使用者に損害が生じても、会長は一切の責任を負わない。

(損害等の責任)

第6条 イラストの使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるものの他、イラストの使用に係る必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。